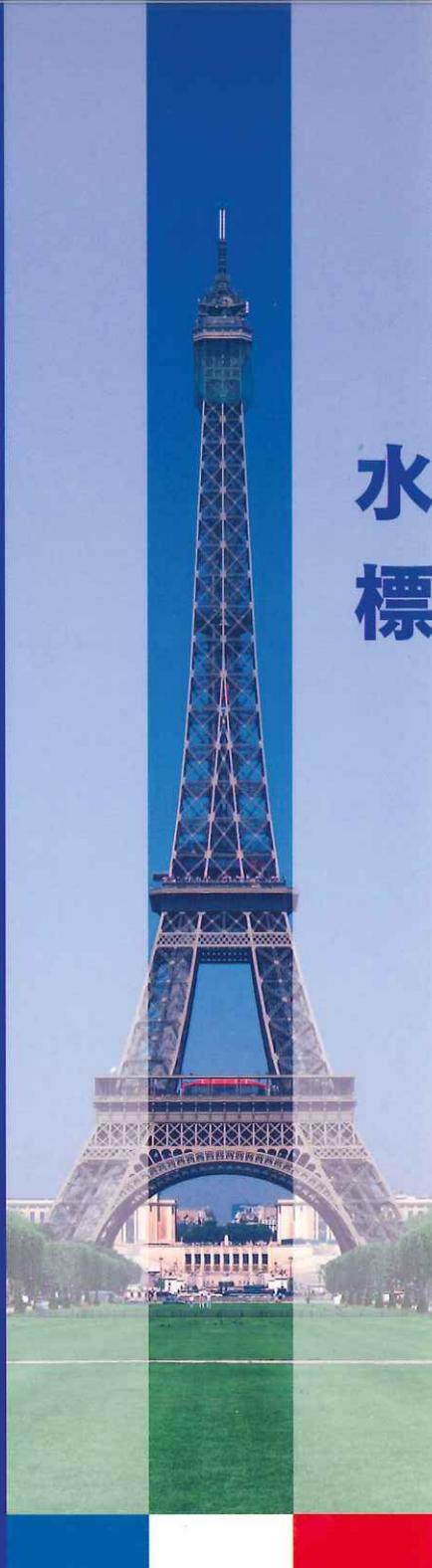


# 水道アフェルマージュ 標準契約の手引き

2001年6月

フランス自治体長会



ASSOCIATION DES MAIRES DE FRANCE

Guide de l'Affermage

du Service de Distribution d'Eau Potable

**水道アフェルマージュ  
標準契約の手引き**

2001年6月

**フランス自治体長会**

GUIDE DE L’AFFERMAGE  
DU SERVICE DE DISTRIBUTION  
D’EAU POTABLE

par

**François LLORENS,**

**&**

**Pierre SOLER-COUTEAUX,**

professeurs agrégés à la faculté de droit, avocats à Strasbourg  
associés du cabinet EDO à Strasbourg

avec la collaboration de

**Patrick BELGUEDJ,**

Directeur du Département du Conseil Juridique et Documentation de l’AMF

Juin 2001

---

Association des Maires de France

# 水道アフェルマージュ標準契約の手引き

著 者

**フランシス・ローレンス**

及び

**ピエール・ソラークトー**

(弁護士、ストラスブルグ大学法学部教授)

(EDO 法律事務所弁護士)

協 力

**パトリック・ベルゲージ**

(フランス自治体長会法務アドバイザー・文書部部長)

2001 年 6 月

本著作の原文は上記著者が、フランス自治体長会から 2001 年 6 月に出版したものである。

## 日本語版出版にあたって

我が国の水道は、横浜市に最初に近代水道が敷設されてから 120 年が経過しています。その後 1955 年頃からの高度成長期に急速に水道の整備が進められ、2006 年度末の普及率は 97.3% に達し、現在世界で最も高い水準の水道を実現している国のひとつとなっています。

しかしながら 21 世に入り高度成長期に整備した水道設備の老朽化、自治体の財政難、水道技術者の大量退職等の問題が発生しており、新たな社会情勢に対応した最適な事業形態の選択による効率化が、喫緊の課題となっています。

この課題に対応するため日本の水道事業においても、PFI、第三者委託制度、指定管理者制度の導入が試みられているところですが、未だ最適な解答を得る状況にはありません。

一方、諸外国の状況を見てみると、なかでもフランスにおける公役務の委託の歴史は古く、民間主導によるインフラ整備が 16 世紀中頃から行われています。

現在フランスの委託方式は公設民営のモデルとされていますが、その概念が整理されたのは最近のことであり、長年の蓄積の上に、日本で論じられているアウトソーシングの概念とは異なる独自の制度を確立しており、現在では詳細な法制度が確立されています。

今回 PFI/PPP 推進協議会では、日本における水道事業効率化の方策のひとつとして、フランスにおいて古くから実施され、諸外国においても参考とされている「水道アフェルマージュ標準契約の手引き」(フランス自治体長会発行)を、翻訳するとともに、フランスにおける民間活用の手法について調査することと致しました。

本書の原本は 2001 年 6 月に出版されたものでありますが、内容は現在でも通用するものであります。原書は 3 部構成となっており、第 1 部はアフェルマージュの基本概念について丁寧に解説したもの、第 2 部はアフェルマージュ契約の標準契約条文を示しそれに解説を加えたもの、第 3 部は行政裁判所の判例を掲載したもの、となっていますが、今回は第 1 部と第 2 部について翻訳し、必要な箇所に訳者の注釈を加えました。

本書の翻訳・出版にあたっては、美原 融 氏、池田 修 氏に多大なご尽力をいただくと共に、在日フランス大使館商務官ブノワ・リュロー (M. Benoît RULLEAU) 氏には原著者との仲介の労をおとりいただきました。改めて謝意を表します。

本書が日本における水道事業の効率化・活性化の一助となり、ひいては日本経済の再生に資すれば望外の幸とするものであります。

2009年8月  
PFI/PPP 推進協議会

## なぜアフェルマージュに注目するのか

(訳者前書き)

アフェルマージュ(Affermage)とかコンセッション(Concession)という言葉はフランス語で我が国の言葉としては翻訳のしようがないのだが、伝統的にフランスに存在する公共サービスの提供や公共施設の整備を民に委ねる手法を意味する。一般的に官民連携に関する英米の概念は、広く日本でも知られ、普及しているが、大陸欧州の考え方や手法は必ずしも良く知られていない。言葉の問題もあるのだろうが、我が国と同様に、行政契約の論理が独自の発展を遂げ、公共施設を整備したり、公共サービスを民に委ねたりする手法に関し、様々な制度的制約が存在する国の状況は、「古い」とみなされる傾向があるのかもしれない。一方、制度的制約要因があるからこそ、大陸欧州の国々は官民連携の手法に、民の創意工夫・努力を活かす独創的な手法をも生み出しており、その制度や実務的なあり方は、我が国にとっても参考となる側面が多い。

コンセッションとは、国等の権限を保持する主体が民間主体に一定の利権を付与し、民が自らの資金でインフラや公共施設等を整備・運営し、利用者から料金を取ることで契約期間内に資本コストを回収する仕組みをいう。財政資金を一切用いないこと、民が全てのリスクを担うこと、全て利用料金制で独立採算とさせること等が主な特徴になる(英国における独立採算型PFI事業に相当する)。フランスではローマ時代から既に類似概念が存在し、中世・絶対王政の頃には運河の建設等に適用され、産業革命以降は、鉄道、橋梁や様々な公共施設、高速道路等に利用され、現代に至っている。面白いことに、統合EUではコンセッションは一部土木工事に関するコンセッション以外はEU法における公共調達指令の例外的な取り扱いになる。政府の資金(税金)を使わず、利用者負担を以上、公共調達ではないというフランスの主張が通っており、現にフランスではかかる制度になっている。フランスではこの様に、公共サービスの提供を民に委ねるにしても、①施設の整備に税金を使い、サービス提供の対価も税金で支払うか、あるいは②利用料金制により、全て利用者負担とし、施設の整備にも税金を使わないかで、制度や仕組みの考え方が大きく異なる。施設の整備に税金を充当し、サービス提供の対価を税金で支払う場合には、その契約は「公共調達契約」となり、特定の制度的制約が存在し、かつEU法の公共調達規定が適用される。一方、利用料金制のもとで民にサービスの提供を委ねる仕組みは、別途手続き規定や判例が存在し、制度的な背景は異なる。

アフェルマージュとは、公共サービスの提供を民に委ねる「委託」手法の一つで、我が国では、これを単純に「公設民営」として翻訳し、公的主体が施設整備した施設を、民間主体の責任で運営行為を担うという、整備と運営を官民で分担する手法と紹介している場合があるが、これは正しい理解ではない。フランス現代社会におけるアフェルマージュとは、民による更新投資義務を含むという意味で、単純な「委託」ではなく、概念的には上述したコンセッションの一つの類型として位置づけられている。当初の施設整備は確かに公が担い、当該施設の引き渡しを受けて、民がリスクと責任を担い、一定期間運営することは間違いないのだが、運営期間中に必要となる更新工事や大規模修繕工事等は民の責任となり、一定の水道料金の枠組みの中で、運営と共に更新工事・投資義務が民に課されることがその特徴になる。この手法はフランスでは、特に水道事業に関し広範囲に用いられている。かかる仕組みはわが国にはなく、実務としてどう処理しているのか中々理解できないのだが、実際の契約の条文を見ることにより、その精緻なメカニズムを初めて理解することができる。

この翻訳小冊子はこの様なアフェルマージュを理解するためのものだが、読者が注目すべきは下記諸点にある。

#### 1. なぜ水道事業に？

フランスでは住民に対する水道供給は、ナポレオンの時代より、基礎的自治体の固有の義務とされてきた。よって、自治体は住民に対し、水道を供給する義務があり、この義務を放棄することはできない。一方、自治体の財政規模は小さく、全ての自治体が自ら水道供給を担うこと自体が非現実的であったが為に、複数の自治体が組合や連合を組み、規模の経済を確保しつつ、民間主体に一種の事業の包括委託をする考え方が発達した。即ち、制度的に「民営化」はありえないわけで、この変わりに、限りなくリスクと責任を民に委ねる「委託」が志向されたわけである(この点、英国の事情とは根本的に異なる)。勿論、表層水や地下水が水源となり、ダム建設費用の分担や用水供給等の複雑な仕組みもないという委託が実現しやすい背景もあった。

#### 2. 水道事業運営形態の柔軟性と可変性

自治体が如何なる水道の供給・運営体制をとるかに関しては、制度上の制約はない(認可による「水道事業者」という制度的枠組みも無い)。直営でこれを担う自治体や、自治体が設立した公社等公企業が水道供給を担うケースも率は少ないが存在する。但し過半はアフェルマージュ方式による包括的な委託になる。アフェルマージュ委託となる契約の全ての前提は、官から民へ(直営から委託へ)、逆に民から官へ(委託を廃止し、直営・公社経営に戻す)、あるいは民から民へ(委託事業者を変え、別の委託事業者と契約をする)と経営や運営の在り方を柔軟に変更できる考えを取っており、硬直的な考え方をとっていない。公的主体が資産を一貫して保持するために、運営や経営の在り方を柔軟に変更できやすい委託の仕組みになっていることになる。

#### 3. 労働者移動の柔軟性

上記に伴い、水道事業に従事する職員も官から民へ、あるいは逆に民から官へ、または民から民へと移動し、都度その雇用者が変更する可能性がある。この場合、フランスでは、官民の人事交流に、我が国とは異なる柔軟な制度的取り組みを採用しており、仕事が直営から委託に移る場合、地方公務員は、出向、休職等により、公務員のまま、あるいは年金や処遇に大きな差別をもたらすことなく、公務員に戻りうることを前提に民に移籍する。結果、受託者の中には出向している公務員等が職員の一部として組み込まれることになる。また受託者が変更する場合には、民から民へ、公務員ならず、一部民間職員も移動する可能性もある。この様に、官民間の雇用の流動性が、委託をよりスムーズに実現している一つの要因にもなっている。

#### 4. 更新・大規模修繕工事等への対応

アフェルマージュは、初期資産は既に存在する前提で、この資産を自治体が所有しながら、資産を活用した運営を民に委託する。この場合、契約期間中に不断に必要な管路の更新工事や維持管理投資、浄水場等の大規模修繕投資等を誰が、如何に担い、かつその投資コストをどう回収するのが最大の課題になる。多様な考えを契約的に定義するのがフランス的で、基本は予め更新投資計画・大規模修繕計画を取り決め、水道料金の枠組みに反映させ

ることを前提に受託者がこの責任を担い、実施する(資金調達、工事の実施、運営、投資コストの回収は全て民のリスクと責任になり、財政負担は無い。この部分が「コンセッション的」と呼ばれるゆえんでもある)。勿論自治体は独自財源で重要な大規模修繕投資を自ら担うことも可能で、工事の種類毎にその分担と責任を取り決めるという面白い仕組みを設けている。

#### 5. 資産の在り方の特異性

上記は受託者の資産にも多様な種類が定義されることを意味する。「返却資産」とは官から預かり、契約期間後に返却する資産になる。勿論これらとは別個に受託者が投資して保持する「固有資産」も存在する。「買い取り資産」とは、事業契約終了時点で、受託者の固有資産の内、有償で官が購入する資産をいう。更新投資を返却資産として受託者が実施する場合があるが、これは民が投資をするが、完工後資産の所有権が官に移転してしまう。この場合、バランスシート上の資産勘定相当分が譲渡行為の結果として欠落するため、減価償却を可能にするため「失効償却」という税務会計上の特異な考えを導入している(無形資産ないしは繰延資産として計上し、償却するという考えに類似的と思えば理解しやすくなる)。

フランスのアフェルマージュという手法は、伝統的な大陸的行政法の制約の中で、如何に民間の資金力、活力を生かし、公共のインテレストを保持しながら、地域社会のインフラの運営と保持を図るかという妥協の産物でもあるのだろう。だからこそ単純な公共直営でもなければ、民営化でもないという第三の道を選択したことになる。議会や行政府が全体の仕組みを管理しつつも、実際の公共サービスの提供はそのリスクと共に、民に委ねているわけである。制度的背景は全く異なるのだが、この考えは、我が国の仕組みに例えると、利用料金制に基づく指定管理者制度による水道事業の委託で、かつ受託民間事業者に対し、一定の維持更新投資義務を課すという考えに近い。勿論単純でないのは、利用料金制ということは需要者との関係や供給責任を受託事業者が担うことになり、(我が国)水道法上の水道事業者の役割を管理者と受託者が契約で分担しあいながら実現するという制度上想定されていない事象になることを意味している。厳密には制度上の課題も存在するのだが、①資産を公に残しつつ、事業全般の運営と需要者との関係をリスクと共に民に委ねること、②官→民、民→官、民→民と公益性を保持しながらも、事業形態を変えられる柔軟性を常に保持すること、③この前提で、管路更新等必要となる更新・大規模修繕投資を財政負担無しに、水道料金の枠組みの中で民に実施させることなどは、我が国においても試みることのできる斬新な手法となる可能性がある。

我が国の水道事業は、団塊の世代の大量退職による熟練労働者の減少、確実に必要となる維持更新投資への対応不足、費用を反映できない水道料金と水道供給に絡む複雑な利害関係など多様な問題を抱えている。民間事業者への業務の部分委託は確実に進んでいるが、業務的部分的な委託のみで現在の公営事業体としての水道事業が抱える諸問題を解決できると思えない。制度の在り方を含めて、公益を保持しながら官と民が如何に共生できるのかを再考し、新しい委託手法を考えるべき理由がここにある。

(文責: 美原 融)

凡例：

本文中下記の付箋形式の書き込みは、読者の理解を深めるために、訳者が注釈を加えたものである。

訳注：公施設法人

フランスで公法上の法人格を付与され、特定の公的サービスの提供、管理を任務とする強い独自性を保持した公法上の主体である。「行政的公施設法人」と「商工業的施設法人」に分類され、水道は後者にあたり、商工業的性質をもった公共サービスを私企業に匹敵する条件で管理する公施設法人の分類になる。我が国にあてはまれば、地方公営企業に独自の法人格を付与した考えに近い。

なお、脚注はオリジナルのものであるが、内容が専門的過ぎ翻訳の趣旨を逸脱すると思われるものは「略」と表記した。

# 水道アフェルマージュ標準契約の手引き 目次

日本語版出版にあたって  
なぜアフェルマージュに注目するのか（訳者前書き）

序 文 .....	I
導 入 編 .....	II
I アフェルマージュとは .....	III
A アフェルマージュの定義 .....	IV
1 「公共サービスの民間委託」と共通する要素 .....	V
2 「公共サービスの民間委託」とは異なるアフェルマージュ独自の定義要素 .....	IX
3 アフェルマージュ独自ではない定義要素 .....	XI
B アフェルマージュの根拠法令 .....	XII
1 「公共サービスの民間委託」と共通の根拠法令要素 .....	XII
2 「公共サービスの民間委託」にはないアフェルマージュに特有の制度的枠組み .....	XVI
II 新標準契約書 .....	XIX
A 新標準契約書の法的価値 .....	XIX
1 契約当事者がその採用につき合意する前の段階における新標準契約書の法的価値 .....	XIX
2 契約当事者がその採用につき合意した後の新標準契約書の法的価値 .....	XIX
B 新標準契約書の変更点 .....	XXI
1 自治体の権限の強化 .....	XXI
2 自治体と受託者双方の責任の明確化 .....	XXIII
3 受託者の裁量権と責任の強化 .....	XXIV
C 新標準契約書本文の構成 .....	XXVII
1 代替条文 .....	XXVII
2 解説、助言、警告 .....	XXVII
3 注記 .....	XXVIII
第 1 章 総則 .....	1
第 1 条 契約の基本事項 .....	1
1.1 自治体の権限の確認 .....	1
1.2 水道アフェルマージュの契約締結手続き .....	2
第 2 条 水道アフェルマージュの目的 .....	2

第3条	水道アフェルマージュの対象区域	3
3.1	対象区域の設定	3
3.2	対象区域の変更	3
第4条	委託期間	4
第5条	再委託及び契約譲渡	5
5.1	再委託	5
5.2	契約譲渡	6
第2章	公道及び私道の使用	8
第6条	道路法の適用	8
第7条	管路の移設工事	8
7.1	〇〇市が布設した管路の移設工事	8
7.2	受託者が布設した管路の移設工事	8
第8条	民間所有地内の施設	9
8.1	既存施設	9
8.2	新規施設	9
第9条	対象区域外への導送水施設	9
第10条	公物の占有使用料	10
10.1	〇〇市に帰属する公物の占有	10
10.2	〇〇市に帰属しない公物の占有	10
第3章	サービス提供に必要な事業資産	11
第11条	施設・設備に関する資産台帳	11
11.1	資産台帳の目的	11
11.2	資産台帳の構成	11
11.3	初期資産台帳	13
11.4	資産台帳への買取資産の追加	14
11.5	資産台帳の更新	14
第12条	契約開始時の施設引渡し	14
12.1	引渡し対象施設の現況	15
12.2	工事計画	15
第13条	資材・備品の買取り	16
13.1	資材・備品の買取り	16
13.2	量水器の買取り	18

第 14 条	サービスに関する関係図書の提供	19
14.1	施設・設備に関する図面及び書類	19
14.2	水道需要者台帳	19
<b>第 4 章</b>	<b>職員</b>	<b>20</b>
第 15 条	職員の出身	20
15.1	職員の分類	20
15.2	直営で雇用されていた地方公務員、出向、休職で旧受託者に雇用されていた地方公務員	20
15.3	旧受託者に雇用されていた民法上の従業員	21
第 16 条	職員の法的地位	21
第 17 条	労働条件	21
17.1	職員の労働条件	21
17.2	現行法令・規則の変更	22
17.3	責任	22
17.4	職員に関する特別規定	22
<b>第 5 章</b>	<b>サービス運営</b>	<b>23</b>
第 18 条	浄水の生産	23
18.1	浄水施設	23
18.2	取水許可	23
18.3	水源保護地域	24
18.4	原水の水質	25
18.5	浄水施設の状態	25
18.6	受託者の責任	25
第 19 条	運営対象区域外への水道用水の販売	26
19.1	新たな水道用水の販売契約	26
19.2	既存の水道用水供給契約	28
19.3	緊急援助時の水道用水の供給	28
19.4	水道用水供給契約に関する共通事項	28
第 20 条	水道用水または原水の受水契約	28
20.1	新規の受水契約	28
20.2	既存の受水契約	29
20.3	無償ないしは緊急時における水道用水の受水	29
第 21 条	管路網・給水管の効率（漏水防止）	30
21.1	漏水指数（効率）の定義	30
21.2	漏水防止の目的	30

21.3	漏水診断(漏水調査が行われていない場合)	31
21.4	漏水管理	32
21.5	漏水防止目標の実現(管路網更新の責任が自治体にある場合)	32
21.6	緊急漏水防止工事	33
第22条	第三者との関係	33
22.1	受託者の責務	33
22.2	既存の諸契約の継承	34
22.3	〇〇市による検査	34
22.4	特例	34
第23条	消防用水	34
23.1	消防用水の供給	34
23.2	受託者の責任	35
第6章	水道需要者との関係	36
第24条	水道需要者に対する水道供給規定の総則	36
24.1	受託者の基本的責務	36
24.2	供給規定	36
24.3	給水契約	37
第25条	末端給水管	37
25.1	定義	37
25.2	所有権	37
25.3	新規布設	38
25.4	末端給水管工事	39
25.5	私有地内での工事	39
25.6	受託者の責任範囲	40
第26条	量水器	40
26.1	総則	40
26.2	所有権	40
26.3	維持管理	40
26.4	量水器交換	41
26.5	末端給水管の新規布設に伴う量水器設置	43
第27条	給水量、給水圧及び給水水質	43
27.1	総則	43
27.2	給水量及び給水圧	43
27.3	給水水質	44
27.4	緊急時の措置	46
27.5	罰金	48

第 28 条	水道需要者への情報	48
第 29 条	私有施設の引取り	49
第 30 条	困窮家庭への給水	49
<b>第 7 章</b>	<b>受託者の責任</b>	<b>50</b>
第 31 条	責任の範囲	50
第 32 条	保険付保義務	50
<b>第 8 章</b>	<b>工事</b>	<b>52</b>
第 33 条	工事の種類	52
33.1	契約に含まれる工事の種類	52
33.2	アフエルマージュ契約に含まれ、本章規定の対象となる工事	52
33.3	アフエルマージュ契約に含まれない工事（〇〇市使用の建物や公共施設への接続工事）	53
第 34 条	日常的維持・補修工事	53
34.1	定義	53
34.2	日常的維持・補修工事の施工	53
第 35 条	更新・大規模修繕工事	54
35.1	定義	54
35.2	機能維持に関わる更新・大規模修繕工事	55
35.3	資産価値向上に関わる更新・大規模修繕工事（代案条項）	56
第 36 条	増強・拡張工事	61
36.1	定義	61
36.2	〇〇市が施工する増強・拡張工事	61
36.3	第三者が施工する増強・拡張工事	62
第 37 条	コンセッション的工事	64
37.1	指定	64
37.2	施工	65
37.3	費用負担	67
37.4	実施されなかった工事	68
第 38 条	新規施設の接続工事と運転開始	68
38.1	対象工事	68
38.2	新規施設との接続工事	69
38.3	新規施設の運転開始	69

第9章 料金と報酬のしくみ .....	71
第39条 水道料金（サービスの対価） .....	71
39.1 水道料金の構成 .....	71
39.2 受託者の報酬 .....	71
第40条 料金徴収業務 .....	74
40.1 請求及び支払期限 .....	74
40.2 請求頻度 .....	75
40.3 請求に関する係争 .....	75
40.4 水道需要者毎の勘定口座 .....	76
40.5 料金徴収業務に関わる費用の負担 .....	76
第41条 受託者報酬の改定 .....	77
41.1 改定の原則 .....	77
41.2 契約期間を通じた改定算式 .....	77
第42条 追加業務に対する料金 .....	79
42.1 追加業務の種類 .....	79
42.2 追加業務の基準料金 .....	79
42.3 追加業務の料金の改定算式 .....	80
42.4 追加業務の料金改定 .....	81
第43条 料金改定の条件 .....	81
第44条 水道料金の改定手続き .....	82
44.1 手続きの概要 .....	82
44.2 手続きの開始 .....	82
44.3 水道料金改定特別委員会 .....	83
第45条 ○○市（ないしは自治体組合）徴収部分 .....	83
45.1 ○○市（ないしは自治体組合）徴収部分の定義 .....	83
45.2 ○○市（ないしは自治体組合）徴収部分の算定方法 .....	84
45.3 ○○市（ないしは自治体組合）徴収部分の支払条件 .....	84
45.4 水道需要者の不払いの場合 .....	84
45.5 漏水による過消費の場合 .....	85
第46条 各種公的機関のための代理徴収 .....	85
第47条 下水道負担金 .....	86
第48条 ○○市により徴収されるその他の負担金・分担金等 .....	88
48.1 公物占有使用料 .....	88
48.2 借入金年賦償還負担金（代案条項） .....	89

第 10 章	公租公課 .....	91
第 49 条	公租公課 .....	91
第 50 条	付加価値税の権利譲渡 .....	91
50.1	契約開始時における付加価値税の清算 .....	91
50.2	権利譲渡のメカニズム .....	91
50.3	付加価値税の税額の減額更正 .....	92
50.4	支払遅延 .....	93
第 11 章	監視と年次報告 .....	94
第 51 条	〇〇市により実施される監視 .....	94
51.1	監視の目的 .....	94
51.2	監視の実施 .....	94
51.3	受託者の責務 .....	94
51.4	罰金 .....	95
第 52 条	市長（あるいは市議会議長）による年次報告 .....	95
第 53 条	受託者による年次報告書—技術年報 .....	96
53.1	浄水及び関連施設に関する情報 .....	96
53.2	運営に関する情報 .....	97
53.3	工事報告書 .....	97
53.4	職員状況報告書 .....	97
第 54 条	受託者による年次報告書：水道需要者年報 .....	98
第 55 条	受託者による年次報告書：財務年報 .....	98
55.1	会計帳簿の作成 .....	99
55.2	第三者の勘定 .....	99
55.3	受託者報酬部分 .....	99
55.4	管理費用 .....	100
55.4	業務損益 .....	103
55.5	財務年報の作成方法の変更 .....	103
第 12 章	履行保証・罰則・紛争処理 .....	104
第 56 条	契約履行保証 .....	104
56.1	履行保証 .....	104
56.2	個人連帯保証状あるいは一覽払い保証状（代案条項） .....	105
第 57 条	罰金と罰則 .....	105
57.1	罰則適用条件 .....	105
57.2	適用事由及び罰金額の算定 .....	106

57.3	罰金の支払い	109
第 58 条	事業の一時的接收	109
第 59 条	契約解除	110
第 60 条	契約者の住所	111
第 61 条	係争	111
<b>第 13 章</b>	<b>契約の終了</b>	<b>113</b>
第 62 条	契約の終了方法	113
第 63 条	一般的公益を理由とした契約解除	113
63.1	一般条件	113
63.2	自治体合併という特殊事情の場合の契約解除条件	115
第 64 条	「返却資産」の返還	117
64.1	総則	117
64.2	データ類の返還	118
64.3	量水器の返還	119
第 65 条	「買取資産」の返還	119
第 66 条	契約終了時点における水道需要者の管理	119
66.1	水道需要者名簿と給水契約書	119
66.2	次期受託者に対する支払い	119
66.3	契約終了後の水道需要者の未払金	120
66.4	水道需要者からの苦情	120
第 67 条	受託者の職員	120
第 68 条	付加価値税の清算	121
第 69 条	履行保証の解除	121
第 70 条	次期契約の入札参加者に対する情報	121
第 71 条	次期受託者への業務引継ぎ	122
判 例 (略)		123

## 序 文

フランス自治体長会は水道アフェルマージュに関して、専ら、二つの理由からこの問題に取り組んできました。

第一の理由は、アフェルマージュは、明らかに、フランスで最もよく利用されている手法であることです。

第二の理由は、アフェルマージュに関して、同種の標準契約書が1980年に最初に作られています。その後の法律や規則の改正により、根本的にこれを見直すべき緊急の必要性が生じており、これを見直すことにより、自治体並びにその公施設法人が、既存の水道アフェルマージュ契約を更新する際に、アフェルマージュという手法の全体像を把握できるようにするためです。

本書は、契約法の専門家であるストラスブルグ大学法学部教授であるフランシス・ローレンス氏とピエール・ソラクトー氏に、自治体長会法務部長のパトリック・ベルゲージ氏が協力し、作成されたものです。彼らの専門性の質と、本業務に示してくれた彼らの継続的な関心に対し、謝意を表します。

この新しい手引きの目的は、先ず、第一に、アフェルマージュ受託者との関係において、自治体が一層の独立性を保持し、その権限を強化することにつなげること、第二には、水道サービス提供に関し、大きな透明性をもたらすためです。

最後に、明確な初期資産台帳、工事計画、目標設定などを通じて、皆様自治体とアフェルマージュ受託者のそれぞれの責任範囲を、さらに明確にさせていただくようお願いするものです。

自治体長会のこの「手引き」により、貴自治体が、より安価なコストで、よりよい質の水道サービスを、という住民の継続的な要求に対応することができることを期待します。

**Jean-Paul DELEVOYE**

(ジャンポール・デレボワイエ)

フランス自治体長会会長

### 訳注：公施設法人

フランスで公法上の法人格を付与され、特定の公的サービスの提供、管理を任務とする強い独自性を保持した公法上の主体である。「行政的公施設法人」と「商工業的施設法人」に分類され、水道は後者にあたり、商工業的性質をもった公共サービスを私企業に匹敵する条件で管理する公施設法人の分類になる。我が国にあてはまれば、地方公営企業に独自の法人格を付与した考えに近い。